

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

関西建設アスベスト訴訟 ～早期解決に向け、大きなうねりを～

大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子

■ 昨年の連続勝訴判決

昨年（2016年）の関西建設アスベスト訴訟は、1月22日の大阪地裁判決、1月29日の京都地裁判決で幕を開けました。

大阪地裁判決は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁判決、2014年11月7日の九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決に続き、三度国の責任を認め、京都地裁判決は、四度国の責任を認めると共に、初めて建材企業の責任を認める画期的な判断を示しました。

建設アスベスト訴訟は、全国6地域で闘っていますが、大阪・京都の連続判決で、もはや国の責任を認める司法判断は確定的となり、建材企業も全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなりました。

連続判決と建設アスベスト被害の早期解決を求める世論の高まりを受けて、これまで被害者との面会すら頑なに拒否してきたニチアスや住友大阪セメントが交渉に応じるなどの変化を見せ始めています。

■ 1陣訴訟は控訴審へ

大阪1陣訴訟、京都1陣訴訟の舞台は大阪高裁に移り、大阪地裁ルートは昨年9月27日から、京都地裁ルートは昨年11月4日からそれぞれ控訴審の審理が始まっています。

大阪・京都とも2011年の提訴以来、すでに5年余が経過した1陣訴訟ですが、控訴審の裁判官は初めて建設アスベスト被害に向き合います。第1回期日では、それぞれ原告が意見陳述を行って自らの被害を語るとともに、複数の弁護士が弁論を行い、全国の建設アスベスト訴訟の到達点と、控訴審で克服すべき課題を明ら



2016年11月4日大阪高裁（京都ルート）第1回期日
 京都訴訟原告団・弁護団が入廷する様子

かにしました。

係属部は異なりますが、同じ大阪高裁に同じ建設アスベスト訴訟が係っているのですから、裁判官は否が応でもお互いの事件を意識せざるを得ないでしょう。これまで同時期に提訴・結審・判決と、並行して歩んできた大阪1陣訴訟、京都1陣訴訟は、控訴審でも、関西一丸となって闘っていきます。

■ 2陣訴訟の提起

大阪では、昨年9月27日に被害者8人が2陣訴訟を起こし、12月9日に大阪地裁で第1回期日が開かれました。年末年始にかけて、さらに数人が追加提訴する予定です。中皮腫のため容体の悪い2人の原告については、年明け早々にそれぞれ自宅で本人尋問を行いました（先行して証拠調べを行う「証拠保全」という手続です）。

大阪の原告は1陣訴訟にも徳島県在住の方がいますが、2陣訴訟も大阪府や兵庫県だけでなく高知県、愛知県、岐阜県、宮崎県など西日本

各地から原告が参加します。アスベスト建材は全国で使われていますから、被害は全国に広がり、今後も確実に発生し続けるのです。裁判官には、背後に多くの被害があることをも意識しつつ、困難な裁判に立ち上がった原告の声にしっかり耳を傾けてもらいたいと思います。今年1月24日には、京都でも被害者16人が2陣訴訟を提起する予定です。

■原告の意見陳述より（抜粋）

【京都1陣訴訟の遺族原告・北村光子さん】

夫は、電気工事士として45年働いておりました。62歳のときに受けた健康診断で肺がんが見つかり、手術を受けました。手術後、何としても生きてたくて、必死で闘病生活を送ってききましたが、ガンは骨にも転移しました。60kg程あった体重は、43kgまで減ってしまいました。享年64歳でした。

夫は何も知らずに企業の作った建材を使っただけです。そのどこが悪かったのでしょうか。夫は仕事に誇りを持っていました。仕事に定年がないから、元気であればいつまでも出来るとも言っていました。

人はいつか亡くなります。でも平均寿命が80歳というのに、夫は64歳の若さで命を奪われました。今は相談相手もなく何もかも1人でしなければなりません。私は、闘病中の夫に「大丈夫、大丈夫」と希望を持たせるようなことを言うのが精一杯で、もっと長く生かしてあげられなかったのが残念でなりません。

京都の判決は、国とエーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、ニチアス、ノザワなど7社に、夫に対する責任を認めてくれました。夫も少しは喜んでくれているのではないかと思います。国と企業は、いつまでも裁判を引き延ばさずに、一刻も早く解決のために動いてほしいです。

【大阪2陣訴訟の原告・撰實文さん】

私は、22歳から63歳まで42年間、大工として働いてきました。

2014年11月25日、現場で打ち合わせ中、突然、激しい立ちくらみがし、それきり仕事はできなくなりました。色々な検査をした結果、悪性胸膜中皮腫と診断されました。

最近、仕事の夢をよく見ます。自分が、健康な状態で仕事をしている夢です。私は、40年



2016年9月27日大阪高裁（大阪ルート）第1回期日と
大阪2陣訴訟提起後の記者会見
大阪1陣原告の西岡浅夫さん（右）と
大阪2陣原告の撰實文さん（左）

以上、技術を磨き、誇りをもって働いてきました。他の大工が嫌がるような現場や、難しい仕事を任されることも良くありました。まだまだお客さんに喜ばれる仕事のできたのに、と思うと、悔しくてなりません。

裁判では、私がなぜこんな病気になったのか、危険な建材を黙って売ったメーカーや、それを放置した国の責任を明らかにしてほしいです。

■今年の建設アスベスト訴訟

今年（2017年）2月14日には北海道建設アスベスト訴訟の札幌地裁判決が言い渡されます。これで全国6地域全ての地裁判決が出そろいます。

また、3月14日には神奈川1陣訴訟（東京高裁・神奈川ルート）が、3月17日には神奈川2陣訴訟（横浜地裁）がそれぞれ結審し、今秋頃には判決が出る見込みです。とりわけ建設アスベスト訴訟で初めての控訴審判決となる東京高裁判決は、今後の解決における鍵を握っているとも言え、原告団・弁護団だけでなく企業も大いに注目しています。

前述のとおり、関西建設アスベスト訴訟は、今年から大阪1陣訴訟（大阪高裁・大阪地裁ルート）、京都1陣訴訟（大阪高裁・京都地裁ルート）、大阪2陣訴訟（大阪地裁）、京都2陣訴訟（京都地裁）の計4つの裁判が並行して進行します。いずれの裁判でも、これまでの積み重ねを深化させつつ、残された課題である一人親方問題を克服すると共に、企業と国の責任をより一層明らかにすべく全力を尽くす決意です。

今年も引き続き、温かいご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

【 日本職業・災害医学会学術大会に参加して 】

関西労働者安全センター 酒井恭輔



2016年10月22日・23日、仙台市で「第64回日本職業・災害医学会学術大会」が開催されました。じん肺患者におけるANCA関連腎疾患合併頻度の研究報告や、疫学リサーチセンター関西支部長の水嶋医師による超音波検査による胸膜プラークの診断について報告がなされることから、寒風吹き荒ぶ仙台に向かいました。

大会のテーマは「震災からの復興と地域医療の再生を目指して」というものでしたが、両日とも9時から17時まで、開催施設内に設けられた5会場において、テーマ以外にも様々なシンポジウム、講演、研究発表が予定されていました。参加者はそれぞれの関心にあわせて会場を移動し、適当に休憩を入れながら過ごすこととなります。正午にはランチョンセミナーも各会場で用意されており、無料で配られる仙台名物が詰まった幕の内弁当を食べながら、著名な医師の話聞くこともできます。私は森永謙二医師の「石綿救済法施行10年を振り返って」というありがたい話を聴講しました。

関心のある演題は、上述のじん肺患者におけるANCA関連腎疾患合併頻度ですが、プログラムによると、石綿関連疾患や、ストレスチェック制度、職場のメンタルヘルスケアについての講演も多く開講されていたので、メンタルヘルス関連の会場をいくつか回ってみました。

その中でも「職域のメンタルヘルスケアに役立つコミュニケーション技術 -話し方・聞き方の男女差を識る-」（市立三次中央病院 緩和ケア内科 佐伯俊成医師）は秀逸でした。病院スタッフの燃え尽きを防ぐための理論と実践を交えた講演でしたが、その内容は病院だけではなく、あらゆる対人ビジネス・活動にも応用できるほか、家庭においては円満な家族関係の維持にも役立つもので、多くの来場者がお連合いとの会話を思い浮かべて

は得心したように深く頷くのでした。

さて、学会自体が多くの労災病院関係者で構成されているためか、労災被災者や慢性疾患罹患患者、障害者の職場復帰や入職に主眼を置いています。それはたいへん重要なことですが、何度か「疾病利得」という表現を耳にしました。主に医師の口から出ていたのですが、被災者が疾病に罹患することで不当に利益を得ているという感覚で使われているようです。例えば、高次脳機能障害の検査方法の開発に関する報告では、「この検査を行えば、疾病利得が防げるのか」という質問が投げかけられました。画像上判断できない脳損傷を詐病であると判断しているため、このような発言が出るのだと思います。

休業補償給付の受給についても否定的で、おかやま労災病院の看護部による報告「中皮腫患者・家族支援プロジェクトの活動の現状と課題～QOL調査票を用いた情報収集を通して～」では、「中皮腫と診断され労災認定された場合、療養給付が受けられるが、それでも病気療養により日常生活において他人に依頼しなければならないことも増え、金銭的負担となる」と報告され、療養補償給付請求は積極的に進めても、休業補償給付請求については支援していないことがわかります。ちなみに同じ報告中に「石綿救済法に対する認識はまだ十分ではなく、知らされていない患者がいる」とあるため、この病院が、中皮腫等アスベスト疾患罹患患者支援において、発展途上にあることがよくわかります。

もっとも、「労災かどうか判断するのは医師ではない。被災者のためにも労災補償請求書に診断の記入を」と訴える労災病院の医師や、ANCA関連腎疾患に対してじん肺の新たな合併症としての可能性を示唆する医師、胸膜プラークの超音波検査に関心を示す医師もいて、地方にも信頼できる医師がいるのだと安心しました。

学会と言っても敷居が高い印象はなく、国の石綿関連疾患対策の動向を知る上でも一般参加者として私たちが聴講することに益があります。今回は仙台で開催されたものの、首都圏や大阪・神戸で開催されることがほとんどで、リサーチセンターからの今後の積極的な参加を促したいと思います。

職業病労災申請マニュアル学習会



12月15日、アットビジネスセンター大阪梅田で、『職業病労災申請マニュアル学習会』を開催しました。講師に東京土建一般労働組合の松館寛さんを迎え31人の参加でおこないました。

松館さんは、腰痛・珪肺・じん肺などの職業病獲得にスライドを作成し支部・分会を中心に職業病対策に取り組んできました。また、2012年6月28日、石綿健康被害救済法施行以前に石綿肺がんで亡くなられた池内甚一郎さんの裁判にもたずさわりみごと勝利。全国の石綿肺がん勝訴への道を開きました。

塩ビパイプも知らない労基署の若手職員に呆れて上司に文句を言った話、組合員から職歴を聞く際は、笑いを交えながらリラックスさせるとうまく話してもらえるとといったコツも話していただきました。

【松館さんの講演の要旨】

建設従事者の職業病が、アスベスト・じん肺関係だけでなく、腰痛・上肢障害・振動障害など一般的な病気が建設業界では職業病になることを広く仲間知らせる必要があると考え、東京土建職業病マニュアルを発行しました。

公務員・会社員と建設労働者の労災申請の大きな違いは「労働者性」を調査しなければならないことで、労働者期間の証明が必要。証拠の収集や職歴の把握が重要となります。

振動障害の労災認定は林業よりも建設業が一番多い。現場で働いて痛みが増悪した点を中心に十分な聞き取りをして、労災申請に繋げてもらいたい。

過労死の労災申請では、「事業主が可愛い従業員のためなら会社を倒産させても良い」という覚悟で労災認定に協力してくれ、労災申請か

ら2年5ヶ月かかったが認定された事例があった。建設労働者に過労死が存在するという意味で、貴重な認定になった。

労災決定に不服があるときは、審査請求は必ずするように。労基署に対するプレッシャーになる。行政開示請求をして相手がどのような情報で判断し決定したのか調査し、対策を立てる事が重要である。

《参加者の声》

松館氏は岩手県出身ということもあってか、お国訛りの非常に温かみのある話しぶりでしたが、不支給決定を受けた後、審査請求や再審査請求、訴訟と粘り強くたたかってこられた強い意志と行動力を感じました。

また「職業病は支援する人がいないと絶対に申請できない。これをやらなければ建設業の組合書記ではない」と話され、私の所属組合でも職業病の申請件数はなかなか伸びていないため、この言葉が胸に突き刺さりました。

さいごに松館氏が話された「認定する、しないは当局が判断すること。諦めないで、とりあえず申請することが大切である」の言葉を所属組合に持ち帰り、広めていきます。

兵庫県土建一般労働組合 平井和弘

《事務局だより》

【活動日誌 2016年9月～2017年1月】

(定例会議)

- ・9月6日、11月10日、ニッセイ新大阪ビルでおこないました。

(懇親会)

- ・12月15日関西支部忘年会

隠れ家ダイニング 和楽



【当面の予定】

- ・第55回定例会議：2月28日（火）午後3時～